

質問内容	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 前回の工事数量総括表では防護柵の基礎ブロック規格が□400*600でしたが、修正後には□300×600となっています。修正後の規格でよろしいですか。</li><li>2. 工事場所には樹木や草等及びゴミ等がありますが、必要な撤去処分は変更協議できますか。</li><li>3. 本工事は那覇ハーリー期間後の工事着手になり工期が厳しいですが、工期延長は可能ですか。</li><li>4. 中央帯工事を行う期間に道路規制（通行禁止）は可能ですか。</li><li>5. フェンス撤去や設置を行う場合、荷役業者との調整が必要と思われますが事前に調整は済んでいますか。</li><li>6. 資材調達で価格の上昇がある場合、変更協議をお願いできますか。</li></ol> <p>※スペースが足りない場合は、適宜、用紙を追加してください。</p>
------	--

回答)

- 1.防護柵の基礎ブロック規格は、□300×600です。
- 2.バックホウ等による樹木や草等およびゴミ等の撤去は共通仮設費の準備費の率積算に含まれておりますが、それに伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への運搬費および処分費については、変更協議できます。
- 3.工事着手に影響が生じた場合、施工計画について協議いたします。
- 4.当該道路(4車線道路)の中央側2車線の交通規制と考えております。
- 5.荷役業者との調整は済んでおります。なお、作業の詳細については受注者で調整することになります。
- 6.特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じた場合、変更協議できます。